

平成24年7月17日

ベトナム商工省との間で化学物質管理の強化に関する 協力覚書に署名しました

経済産業省は、ベトナム商工省との間で「化学物質管理の強化に関するベトナム商工省と経済産業省間の協力に関する覚書(MOC)」を締結しました。

7月15日、当省から柳澤経済産業副大臣がベトナムへ訪問し、ベトナム社会主義共和国グエン・ナム・ハイ商工副大臣との間で本件に係る署名を行いました。

1. 覚書の目的

アジアにおける化学物質管理の制度調和を目指す「アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー」構想[※]の一部として、政策対話や技術協力を実施することにより、ベトナムにおける効率的な化学物質管理制度の構築を支援します。

※「アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー」構想

2010年10月に開催された日ASEAN首脳会議において我が国より提唱。アジアにおいて科学的リスク評価に基づく効率的な化学物質管理制度の構築を目指す。

2. 期間

本覚書の下での協力は署名日(7月15日)より開始し、3年間継続され、両者の合意によって延長されます。



【ベトナム商工省会議室にて署名式】

〈参考〉署名式の概要

日時・場所：7月15日(日) ベトナム商工省会議室

参加者：

(ベトナム) グエン・ナム・ハイ商工省副大臣、ハ一商工省化学品庁局長、他
(日本) 柳澤経済産業副大臣、河本化学物質管理課長、庄野日本化学工業協会
常務理事、他

添付資料：化学物質管理分野における日ベトナム協力文書（MOC）概要

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局化学物質管理課長 河本 光明

担当者：西森、諸橋

電 話：03-3501-1511（内線 3691～5）

03-3501-0080（直通）

化学物質管理分野における日ベトナム協力文書(MOC)概要

1. 背景等

アジアにおいて企業が国境を越えたサプライチェーンを構築し、貿易を拡大していく上で、産業の基盤となる化学物質に対する各国の制度を調和していくことが重要な課題となっている。このため、アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の一部として日ベトナム化学物質管理政策対話の設立や技術協力を実施することにより、科学的リスク評価に基づく効率的な化学物質管理制度の強化を目指す。

2. 署名者

日本: 柳澤経済産業副大臣

ベトナム: グエン・ナム・ハイ商工省副大臣

3. 期間

署名日から3年(双方の同意により延長可能)

4. 協力の範囲

- ・対話や各プロジェクトを通じた化学物質管理分野における経験、手段、政策に関すること等の共有
- ・化学物質管理における情報交換、セミナー、人材育成等の協力
- ・両者の決定に基づく協力活動の実施

5. 活動内容

以下について今後具体的な方法及び具体的活動内容について検討を開始する。

- ・リスク評価・リスク管理に基づく化学物質管理を実現化するための実施計画の開発
- ・化学品法の実施をサポートするためのデータベースシステム、化学物質のリストの開発
- ・化学品法の下でのガイダンスのような文書開発のための提言やガイドラインの提供
- ・政府及び産業界のリスク評価・管理の能力を強化するためのトレーニングコースの提供
- ・工場において有害化学物質を安全に管理するためのトレーニングコースの提供

等